

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一部負担金不払いによる徴収	
根拠法令・条項	国民健康保険法第42条 第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span><input checked="" type="radio"/> 設 定</span> <span>・ 設定できない</span> <span>・ 基準を公開できない</span> </div> <p>被保険者が支払うべき一部負担金について、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、国民健康保険法の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞                      ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「 金銭の納付を命じる 」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	